

居宅サービス計画作成変更依頼（変更）届出等の受付事務の変更内容

「居宅サービス計画作成変更依頼（変更）届出」及び「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出」（以下どちらも「居宅届」という。）の受付事務を次のとおり変更します。

1 変更内容

（1）介護保険被保険者証を紛失等のため居宅届に添付できない場合の取扱い

<変更前>

- ・ 「介護保険被保険者証等再交付申請書」（以下「再交付申請書」という。）を同時に提出。

<変更後>

- ・ 再交付申請書の提出は不要とします。

（2）要介護・要支援認定申請中の被保険者の居宅届を提出する場合の取扱い

<変更前>

- ・ 要介護・要支援認定申請時に交付された資格者証を添付。
- ・ 居宅届出後、新たな事業者名を記載した資格者証を藤沢市から発行。

<変更後>

- ・ 資格者証の添付は不要とします。
- ・ 居宅届出後の新たな事業者名を記載した資格者証の発行は行いません。

※新たな事業者名については、要支援・要介護認定結果通知書に同封する被保険者証に記載されます。

※新たな事業者名を記載した資格者証が必要な場合は、個別で対応いたしますので、介護保険課にご相談ください。なお、発行希望がない場合は、居宅届出時に資格者証の添付があった場合についても新たな事業者名を記載した資格者証の発行は行いません。

(3) 要介護・要支援認定申請書と同時に居宅届を提出する場合の取扱い

<変更前>

- ・ 介護保険被保険者証を紛失等のため居宅届に添付できない場合には、「再交付申請書」を同時に提出。
- ・ 要介護・要支援認定申請時に藤沢市が交付する資格者証には、居宅届に記載された新たな事業者名を記載。

<変更後>

- ・ 認定申請については、介護保険証を紛失して提出できない場合は再交付申請書を添付してください。(変更なし)
- ・ (2)と同様に居宅届出後の新たな事業者名を記載した資格者証の発行は行いません。

※新たな事業者名については、要支援・要介護認定結果通知書に同封する被保険者証に記載されます。

※新たな事業者名を記載した資格者証が必要な場合は、個別で対応いたしますので、介護保険課にご相談ください。

(4) 「サービス利用開始年月日（居宅サービス計画作成の開始日）又は、変更の場合は変更日」が届出日より先の日付（未来日）の届出書の取扱い

<変更前>

- ・ 受付不可。

<変更後>

- ・ 次のいずれかの場合には受付をします。
 - ① サービス利用開始年月日（居宅サービス計画作成の開始日）又は、変更の場合は変更日が、届出日と同月の場合
 - ② 届出日が、サービス利用開始年月日（居宅サービス計画作成の開始日）又は、変更の場合は変更日の前月の20日以降の場合

※居宅届出後の新たな事業者名を記載した被保険者証については、居宅サービス計画作成の開始日（変更日）以降に、藤沢市から発行し、送付しますので送付されるまでの間、被保険者様のお手元に被保険者証が無い状態となりますのでご注意ください。

(5) 要支援認定者の住所地特例対象者に係る居宅届の取扱い

<変更前>

- ・ 介護保険課のみで受付。

<変更後>

- ・ 介護保険課、各市民センター（石川分館含む）及び村岡公民館の地区福祉窓口で受付をします。

(6) 事業対象者が認定申請後、要支援認定となった場合の取扱い

<変更前>

- ・ 同一の地域包括支援センターが予防給付の給付管理をする場合であっても「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を改めて提出。

<変更後>

- ・ 同一の地域包括支援センターが予防給付の給付管理をする場合、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出することは不要とします。

(7) 事業対象者が認定申請を行ったときの認定申請書中の「サービス利用開始日」欄の取扱い

<変更前>

- ・ 事業対象者が、介護サービスの利用を開始する日までの間、総合事業を利用することを予定している場合、認定申請書にサービス利用開始の予定日を記載。

<変更後>

- ・ 認定申請書の中の「サービス利用開始日」欄は、記載不要とします。
（今後、申請書の改正を行う予定です。）

※事業対象者が、要介護認定申請し、要介護1以上の認定となった場合に、認定申請後に利用した総合事業の利用分は、自費となります。介護サービスを利用するまで、総合事業の利用を希望する場合は、個別に対応します。

2 変更の取扱い開始日

2024年（令和6年）3月21日

以 上